

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月 21 日
独立行政法人国立美術館

1 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、美術作品購入等随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度からすべて一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(13%) 52	(7%) 2.0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%)	(0%)		
随意契約		(100%) 387	(100%) 28.2	(50%) 193	(73%) 20.6
合 計		(100%) 387	(100%) 28.2	(100%) 387	(100%) 28.2

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(25%) 1	(0%) 0.02
一般競争入札等	競争入札			(25%) 1	(0%) 0.03
	企画競争			(0%) 0	(0%) 0
随意契約		(100%) 4	(100%) 6.2	(25%) 1	(99%) 6.1
合 計		(100%) 4	(100%) 6.2	(100%) 4	(100%) 6.2

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(13%) 51	(9%) 2.0
一般競争入札等	競争入札			(35%) 133	(24%) 5.2
	企画競争			(0%) 0	(0%) 0
随意契約		(100%) 383	(100%) 22.0	(50%) 192	(66%) 14.5
合 計		(100%) 383	(100%) 22.0	(100%) 383	(100%) 22.0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・財産の買入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・物件の借入れについて、「500万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・財産の売却について、「500万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
- ・物件の貸付について、「500万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
- ・その他役務について、「500万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・財産の買入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・物件の借入れについて、「500万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・その他役務について、「500万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

2 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取組及び移行時期

平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

総合評価落札方式による一般競争入札の該当案件が現状なく、今後導入に関して検討を行う。

(2) 複数年度契約の拡大

仕様等の変更のないものの契約については、一般競争又は企画競争を行い、複数年度契約を締結するものとする。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

3 その他

特になし